

消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とするとともに、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものとする。（第9条、第48条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 事業者（平成29年6月30日の属する課税期間において免税事業者である事業者を除く。）が、同日に100万円（税抜き）以上の仮想通貨（国内において譲り受けたものに限る。）を保有する場合において、同日に保有する仮想通貨の全部又は一部の種類について、その種類ごとの保有数量が平成29年6月1日から同月30日までの間の各日の当該種類ごとの平均の保有数量に対して増加したときは、その増加した種類のその増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする経過措置を設けるほか、所要の経過措置を設けることとする。（附則第2条～第15条関係）
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成29年7月1日から施行することとする。（附則第1条関係）